

令和2年4月20日

保護者各位

鹿児島県立大島北高等学校  
校長 下高原 涼子

臨時休業について（お願い）

新緑の候、かねてより本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝しております。

さて、標記の件につきまして、4月17日付けで鹿児島県教育委員会から「緊急事態宣言を踏まえた県立学校の臨時休業について」の通知がありました。

これに基づき、令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの間、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業を行うことになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、臨時休業を行うに当たり、お子様の臨時休業中の過ごし方について、ご家庭におかれましても下記のとおり対応をお願いします。

記

○ 生徒の臨時休業中の過ごし方について

- (1) 休業中の連絡や生徒の状況確認等のため、確実に連絡がとれますように学校のHPや連絡網の確認をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業措置であるという趣旨をお子様にも理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにご指導ください。
- (3) 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策をするようにご指導ください。
- (4) 休業中、家庭においても自主的かつ計画的に学習に取り組むようにご指導ください。学校から学習課題は指示してあります。
- (5) お子様の体調不良が見られる場合は、速やかに担任にご連絡ください。
- (6) この他、ご質問がありましたら、中須教頭までご連絡ください。

TEL 0997-63-0005 （大島北高等学校）